

2026年2月26日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 岩 手 銀 行
代 表 者 名 取 締 役 頭 取 岩 山 徹
(コード番号 8345 東証プライム市場)
問 合 せ 先 常 務 執 行 役 員 総 合 企 画 部 長
小 原 透
(T E L 0 1 9 - 6 2 3 - 1 1 1 1)

「株式分割」および株式分割に伴う「定款の一部変更」に関するお知らせ

当行は、本日開催の取締役会において、「株式分割」および株式分割に伴う「定款の一部変更」について決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式分割について

(1) 株式分割の目的

株式分割により、当行株式の投資単位当たりの金額（最低投資金額）を引き下げることによって、投資家の皆さまがより投資しやすい環境を整え、株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的としております。

(2) 株式分割の概要

① 株式分割の方法

2026年3月31日（火）を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式を、1株につき4株の割合をもって分割いたします。

② 株式分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	18,497,786株
今回の株式分割により増加する株式数	55,493,358株
株式分割後の発行済株式総数	73,991,144株
株式分割後の発行可能株式総数	197,800,000株

③ 株式分割の日程

基準日公告日（予定）	2026年3月13日（金）
基準日	2026年3月31日（火）
効力発生日	2026年4月1日（水）

(3) その他

① 資本金の額の変更

今回の株式分割に際して、資本金の額に変更はありません。

② 配当について

今回の株式分割は、2026年4月1日（水）を効力発生日としておりますので、2026年3月31日（火）を基準日とする2026年3月期の期末配当金は、株式分割前の株式を対象として支払われます。

2. 株式分割に伴う定款の一部変更について

(1) 変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2026年4月1日（水）をもって、当行定款第6条に定める発行可能株式総数を分割比率に合わせて変更いたします。

(2) 変更の内容

（下線部分に変更箇所を示しております。）

変更前（現行定款）	変更後
（発行可能株式総数） 第6条 当銀行の発行可能株式総数は、 <u>4,945万株</u> とする。	（発行可能株式総数） 第6条 当銀行の発行可能株式総数は、 <u>1億9,780万株</u> とする。

(3) 変更の日程

取締役会決議日	2026年2月26日（木）
効力発生日	2026年4月1日（水）

以 上

株式分割に関するよくあるご質問

Q 1. 株式分割を行う目的は何ですか。

A 1. 当行株式の投資単位当たりの金額（最低投資金額）を引き下げ、投資しやすい環境を整えることで、当行株式の流動性を高め、投資家層の拡大を図ることを目的としております。

Q 2. 株式分割によって所有株式数が増加しますが、資産の価値に影響を与えないのですか。

A 2. 株式分割の前後で、会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の動向など他の要因を別とすれば、株主の皆さまの所有株式の資産価値が変わるものではありません。所有株式数は4倍に増加しますが、1株当たりの純資産額は4分の1に減少します。

Q 3. 所有の株式数が増加するので、受け取る配当金も増加しますか。

A 3. 株式分割によって保有する株式の数が4倍になることに伴い、1株当たりの年間配当金は4分の1となりますので、株式分割によってお受け取りになる配当金の総額が変動することはありません。

Q 4. 株主は何か手続きが必要ですか。

A 4. 株主さまが当行やお取引の証券会社に対して、特段のお手続きをお取りいただく必要はありません。

Q 5. 株式の売買停止期間はありますか。

A 5. 売買停止期間はございません。ただし、売買後の株式の振替に要する日数などの関係で、現在の株価・保有株式数でのお取引は2026年3月27日（金）までとなります。2026年3月30日（月）からは株式分割の効果が反映されたものでのお取引となります。

Q 6. 今後の具体的なスケジュールはどのようになっていますか。

A 6. 次のとおり予定しております。

2026年2月26日（木）	取締役会決議日
2026年3月27日（金）	現在の株価・保有株式数での当行株式売買の最終日
2026年3月31日（火）	株式分割の基準日
2026年4月1日（水）	株式分割の効力発生日
2026年4月下旬	株主さまへ割当通知を発送

【株式分割に関するお問い合わせ先】

株式分割に関してご不明な点がございましたら、お取引の証券会社または下記の株主名簿管理人（特別口座の口座管理機関）にお問い合わせください。

<株主名簿管理人（特別口座の口座管理機関）>

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号
電話0120-232-711（通話料無料）
（午前9時から午後5時まで。土・日・祝日等を除く。）